

令和6年9月25日

第9回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第9回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和6年9月25日			召集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後1時55分			閉会の日時	午後3時47分			
会長	小川達男			職務代理	松本昇			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠	
1	高橋雅一	○		9	小山治延	○		
2	久保文夫	○		10	須藤秀夫	○		
3	瀬下京子	○		11	関弘明	○		
4	山岸和男	○		12	松本昇	○		
5	嶋村 淨	○		13	中島利雄	○		
6	金子勇一	○		14	小川達男	○		
7	小川達夫	○		15	小坂実	○		
8	松本榮次郎	○						
				加須市農業委員会事務局				
				局長 野崎修司				
				次長 前島勝己				
				主幹 藤間みゆき				
				主幹 渡辺昌也				
				主幹 関田毅				
				主査 大熊健太郎				

開会 午後 1時55分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

若干定刻前でございますが、皆様おそろいでございますので、これより令和6年第9回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

彼岸前後から涼しくなってほっとしていますけれども、農家として米を出荷したところ、自分の農家では最初彩のきずなを103袋出したら、全部1等で8.6キロぐらいだったんですけれども、次に三百五、六十出したら、何か2等、3等、等外とか何とかって言っていて、今年は本当に聞くと、米の品質が何か悪いように聞いています。

そして、会長は、今回、埼北の品評会で2位、去年、その前は優勝したそうなんですけれども、新聞見たら、会長さんが2位というか、県議会議長賞ですか、そういう賞をもらったと書いてあって、あれ、会長は毎年すごいなと思いました。

それでは、令和6年第9回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。

会長さん、よろしくお祈いします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

やっと、ですか、やっと暑い夏が終わりました。そういう中、今までこの暑い中に、稲刈

り作業等大変ご苦勞をなされた方々に大変感謝申し上げたいと思います。まだまだ私の地域はこれからの稲刈りであります。私の仲間が昨日行き会いまして、昨年は10俵、今年は6俵半だったという話を聞いております。そういう中で、今後の晩稲の彩のかがやきですか、それを楽しみに私たちの地域では収穫作業が来月に始まるというふうに思っております。

そういう中、今年も10月は大変平均気温が高いというふうに予想されております。今後、稲刈り作業等が随分残っている地域におかれましては、体調に十分注意されまして、農作業等を進めてもらえればというふうに感じております。

先ほど職務代理のほうから、私の個人的なことを話していただきまして、大変うれしく思っております。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、スムーズにこの総会が進行できればというふうに思っております。

簡単でありますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日もよろしく申し上げます。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますが、全委員さんの出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

進行につきましては、小川会長さん、よろしく願いいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしく願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

9番、小山治延 委員さん及び

10番、須藤秀夫 委員さん

の両委員さんを指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書3ページの6番、原道地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の水深、元和及び豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページから4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、高齢により農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

今回、水深地区、元和地区、豊野地区の案件で、私が代表で一括でお話しします。

まず、元和地区の現地調査し、若干草はあったんですけども、管理されておりました。問題はありませんでした。

また、豊野地区の現地調査し、ちゃんと管理されていました。問題はありませんでした。

次に、水深地区の案件です。9月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。水深地区の の申請地4か所の現地調査してきました。1ページの左の地図です。現地は、草が少しありました。代理人の さんにお聞きしたところ、譲受人の さんは農地を借りてお米を作っています。今後、将来のことを考えて、農地を買ってお米を作り、農業をやりたいと思っています。今回、土地の売買の話があり、今回の申請になりました。

続きまして、水深の の申請地です。1ページの右の地図と2ページの左の地図です。2か所の現地調査してきました。現地は、それなりに管理されていました。この申請地は2か所は、プラムとユズを植え、農業をする予定です。

今回、水深地区、元和地区、豊野地区の申請になります。ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深及び元和、豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、譲渡人の耕作地拡大要望のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調

査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この案件について、9月16日、推進委員の夢川さん、代理人の さん、私と3人で現場に立ち会いし、 さんのほうから説明を聞きました。

内容については、 さんは、もう農地を管理ができないということで、土地を誰かというふうに考えていたところ、譲受人の さんがぜひお願いしたいということで、 さんについては、先ほど事務局からもお話があったように、もうこの農地については耕作というか耕うんされて、きれいに整備されていました。 さんは、農地を将来増やして水稻をやっていくというような考えだというふうに、 さんから説明がありました。

特に問題ないというふうに判断しましたので、許可相当と判断いたしました。委員の皆さんの審議をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、高齢により農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

9月18日に、推進委員の泉津井さんと現地を確認してまいりました。

現地では、代理人の さんに立ち会っていただき、いろいろと話を聞いてまいりました。

譲渡人の さんは、この申請場所より遠方に住んでおられて、また、当人も体調が思わしくないということで、この畑と田んぼを管理できないということで、今回の譲り渡しということになりました。

現地の は、雑草が刈り取りされていまして、管理されていまして。また、

は、トラクターで中が耕うんされてきれいになっておりました。 のこの

田んぼは、稲が作付されておりました。

以上で、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページから9ページまでご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、遠方に住んでおり農業ができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

9月17日の日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。それと、譲受人の

さんに面談、お話を聞きました。

まず、位置図の7ページを見ていただいて、
ですね、ここにはイチジクの木が植えてありました。
、
は、何か耕作していないらしくて、草が生い茂っております。
は、きれいに耕うんされておりました。いずれも畑ですね。

それから、8ページの
、
は野菜畑で、きれいに管理されておりました。その上に小さく「
」という
と
かな、これが自宅です。
さんの自宅ですね。

それから、9ページの位置図ですね、まず、右の
ですね、ここは稲が植えてありまして、若干草は出ていましたけれども、まあまあ管理されておりました。
は植えたんでしょうけれども、草に負けていましたね。
と
は、今年は植えていないんですね。草が生い茂っております。以上の様子です。

譲受人の
さんと譲渡人の
さんは、
と
の関係です。
さんは、住所は
になっていますけれども、
出身でございまして、
で農業できなくなって、こちらに転入して、居抜き農家を買って、農家をやるべく広げていたんですけれども、病気になってしましまして、できなくなっちゃったんですね。
の
さんに、
さんも4年ぐらいは一緒にやっていたんで、できなくはないらしいんですけれども、それで贈与という形になりました。

さんも、経験は浅いんですけれども、まだ
と若いんで、何とかできるんじゃないかと思います。

何ら問題なく、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、譲渡人が引っ越しを予定しており管理をするため、譲渡人は、引っ越しを予定しており管理できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

これは、9月20日の日に、推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。

譲受人の さんに面接の上お話を伺いたしました。

位置図を見ていただいて、 、ここは、現況はU字溝が半分ぐらいまでいかってありまして、その半分以降は泥の水路みたくなっていて。というのは、今、この左ですね、4軒家が建っていますけれども、以前はこれは陸田だったんですね。陸田からあふれる水を流すために水路を作っておったそうです。U字溝というのは、造成するときに業者がやってくれたというお話ですね。そのときに、お互い折半で分筆したのかな。今般、隣のさんが、全部売却してここを転出しちゃうもんですから、 さんが、引き受けるというか買うことになったと。そういうことで、どうしてもここで必要になったらしいですね。

だから、何ら問題なく、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

（「会長、補足説明」と言う人あり）

○会長（小川達男君） どうぞ。

○次長（前島勝己君） 事務局から補足説明いたします。

今、嶋村委員さんからU字溝が設置されているという説明がありましたが、こちらのU字溝については、農業排水ということですので、農業用施設となります。農業用施設となると、5条の転用申請も考えられますが、県にも、3条申請で対応することが可能であることを確認しております。ただし、この後200平米未満の農業施設の届出を出してもらうということが必要になります。申請者にも説明を行い、了承をいただいておりますので、今回は3条申請となります。

以上です。

○会長（小川達男君） 今、事務局より補足説明がありましたけれども、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は、高齢化したことや、遠方につき農作業に従事できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

9月17日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、稲が作付されており、間もなく収穫を迎えるところでした。譲受人代理の さんによりますと、この農地は譲受人が譲渡人より貸借し、耕作していましたが、譲渡人が高齢になり、処分を考えていたところ、譲受人と合意したことから、今回の申請になったとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図13ページ及び平面図及び現況説明写真4-1をご覧ください。

本案件は、相続した農地を測量したところ、道路後退部分の農地に既に道路側溝が敷設され、市道路公園課に確認したところ、所定の手続を経た上で、寄附することが可能であることから、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既に道路側溝が敷設され、所定の手続を経た上で、寄附することが可能であることから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

9月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

さんにお聞きしたところ、申請地は から平成17年に相続された農地で、その一部が今回の申請地です。測量したところ、道路後退部分の農地に既に道路側溝があり、申請地は道路形態になっていることが分かり、道路課に確認したところ、特定の手続を経た上で寄附を受け付けることも可能であると今回の手続の形になりました。ご審議のほどよろしくお願

いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図14ページ及び 宅詳細図4-2をご覧ください。

本案件は、自宅の南側の土地を既存の進入路を含めた形で、隣接する

に駐車場として売却することになったことから、新たに自宅に入るための進入路部分を分筆し整備するため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の進入路が使用できなくなるため、今後は申請地を自宅の進入路として使用していくことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

9月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

さんにお聞きしました。この自宅の南の土地を隣の

に売却することになり、自宅の進入路がなくなり、新たに進入路を作るため、

、このちょっと長いところ、細いところが進入路になります。それを申請します。

また、
、敷地内にあるんですけども、
さんの
が許可を受けることなく物置を建ててしまい、今回改めて農地法第4条の申請に至ったとのことです。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び配置図4-3をご覧ください。

本案件は、農機具置場が農地の一部に越境していることが判明したため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書が添付されており、今後においても農家用物置として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

9月17日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地確認を行ってまいりました。代理人であります の さんに現地対応をしていただきました。

自宅が位置図見てもらいますと、 に、また農機具置場が の農地の一部にはみ出していることが判明したため、敷地拡張の申請をしたとのこと

です。また、 は、道路拡幅のため13平米と非常に狭い土地になり、幅が六、七十センチしかなかったかなという状況ですね。その農地として利用が困難なため、併せて申請をしたとのこと

です。現地は測量の起点が明確にしてあり、また、境界ぐいも設置して打ってあり、問題はないと思

いました。このようなことから、本件申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われま

す。○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、長屋住宅(2棟14戸)を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番(松本昇君) 12番、松本です。

18日、榎本勝雄推進委員と2人で申請人、様実家を訪問し、本人から聞き取り調査及び現地調査をしてまいりました。

様からの聞き取り調査では、住所は原案のとおりですが、実家は位置図にあるとおり、申請地の左側、西側に面したところが実家で、週に2日ぐらいは実家に来まして、住みまして、宅地や畑を管理し、5日間はのの自宅へ帰る生活をしているそうです。また、申請事由を聞いたところ、申請のとおり相違ございませんでした。

現地調査では、実家に面した北側及び東側が申請地で、北側は栗の木などがあったところを伐根してあり、きれいに管理してありました。東側は、家庭菜園として現在まで管理していた様子がありました。

この申請地の近隣には、既存住宅のほか、最近農地転用し建設した長屋住宅や建て売り住宅、それに現在急ピッチで進んでいる約10戸ぐらいの建て売り住宅等もございます。また、実家の左側には、約1年前に申請して建設した様の長屋住宅がございます。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び現況図の4-5をご覧ください。

本案件は、都市計画法の線引きである昭和45年より住宅が建っており、調べたところ、土地が農地であることが判明したため、自己用住宅として改めて申請し是正するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の不許可の例外に該当し、現在、申請地に建物が建っている状況で、都市計画法の線引きである昭和45年より現在と同様に使用していることが航空写真により確認でき、今後においても自己用住宅として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この案件について、9月16日、地区担当、夢川推進委員、代理人の、私と3人で現場を立ち会いし、代理人から説明を受けました。内容については、先ほど事務局からの説明があったように、この建屋は既に建って、農地のまま建っているということで、

さんは高齢で、何とか是正しておきたいという考えがあり、そういうふうになったというふうに説明を受けました。

特に問題ないというふうに判断しましたので、許可相当と判断いたしました。委員の皆さんの審議をよろしく願います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び配置図の4-6をご覧ください。

本案件は、貸駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、地域の皆様の要望により駐車場として使用する計画であり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、9月16日に、新井、荻原両推進委員と現地で聞き取りをいたしました。

申請地は、きれいに管理されておりました。申請地は、さんによりますと、もう三十数年前から作付しないことから、近隣住民により駐車場の要望があり、このたびの申請となりました。

住宅地の中にある畑ですので、許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

ちょっと確認のために質問させていただくんですが、貸駐車場ということで、相手方が不特定になるんで、4条という形で申請になっていると思うんですけども、今回、図面見ますと11台分の駐車スペースということになっていますが、近隣の要望ということで、図面見ましても、結構家が大変建っていますので、要望あるのかなというふうに思うんですが、先ほど事務局の説明で、必要書類がそろえられているという中で、利用者の名簿みたいなものは添付しなくても、この辺の4条の許可というものはなるものなんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

申請書のほう、今回の貸駐車場で、利用者名簿というものについておりまして、それぞれ今回駐車場として利用する方のお名前、住所、あと車のナンバーと記載された名簿がありまして、一応今の予定では、11名の方が使用することで申請のときに上がっております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の2件を議題といたします。

1番及び2番の東地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

当該計画変更申請の番号1及び番号2につきましては、譲受人、事業計画等関連がございますので、一括にてご説明をさせていただきます。

位置図19ページ及び5-計画変更1、2の現況図、計画図をご覧ください。

本案件は、令和6年1月17日付駐車場・資材置場用地として許可となり、所有権移転が行われ、当初の事業計画では、盛土なしで使用する計画でしたが、その後、出入りしやすくするために、低地の水田に盛土をするため、計画変更するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、譲受人の経営する工場及び倉庫の隣接地で、出入りしやすくするために盛土をするため、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

9月18日に推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で、 の さん、代理の さんと話をしましたが、前に申請したときは、盛土なしで利用しようとしたのですが、低地なので車を入れて試したところ、スリップして思うようにいかなかったとのことでした。今回、再申請し、盛土することにしたことでした。草丈は60センチぐらい伸びておりました。あれから使っていないんだと思います。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、1番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ、配置図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

9月17日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さんおよび譲渡人、さんの 5人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 地区の の東側にあり、その と が した近くで、北側の の隣となります。この土地は、169平米、約51坪の畑で野菜が作付されています。開発行為の基準より面積が小さいですが、農業委員会事務局に問い合わせたところ、この申請地は周りに広げようがない場所のため、例外的取扱いで許可が得られるのではないかとのことです。

譲受人の さんは、すぐ近くに の実家があり、その実家である譲渡人、 さんから

30年の使用貸借権を得て、自己用住宅を建設するものです。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

簡単な質問で申し訳ございませんけれども、さんとさんの間には、何か縁戚関係とかそういうものがあるんでしょうか。使用貸借ということですので、その辺が、他人が貸借じゃなくて使用貸借という契約ができるもんかどうか、その辺を質問します。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

さんは、さんのさんと一緒に生活しております。それで、住宅を建てるということで、使用貸借権を得たわけです。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

9月15日、推進委員の梅田さん、野本さん並びに代理人で の さん及び譲渡人、 さんと で譲受人の さんの6人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 地区の の少し奥に入ったところで、譲渡人の母屋のすぐ南側の土地であり、野菜が栽培されていました。

現在、譲受人は、 と のアパートで暮らしていますが、 である譲渡人から20年の使用貸借権を得て、自己用住宅を建設する予定です。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び配置図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

9月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、少し草が生えていました。管理されていまして。代理人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんは にお住まいで、申請地は さんの知人の方が雑草の管理をされていまして。その方が高齢になり、管理が難しくなり、 さんも高齢で、今回土地の売買の話があり、太陽光発電の予定になります。今回の申請に至ったとのこと。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審議途中でございますけれども、ここで暫時休憩といたしたいと思います。再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

◇

◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事を再開いたします。

◇

○会長（小川達男君） それでは、始めます。

4番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び平面図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

9月17日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

申請地は、立地条件的に太陽光発電に適しており、事業者の事業拡大が見込めるとともに、CO2削減等の社会的要請にもかなうため、計画したとのこと

です。譲渡人の さんは、現在 に住んでおり、農地の維持管理ができず、耕作放棄地状態になっておりました。そこへ、 の太陽光発電の話があり、お願いすることになったそうです。

案件の土地は、除草されておりましたが、耕作放棄地状態のような除草跡でした。ガマがいっぱい生えていたような感じでした。管理体制は、約2回から3回の除草作業、そのほか随時環境整備に当たるとのこと

です。事業者名、連絡先を明示しておき、周りはフェンスで囲い、安全を確保するとのこと

でした。このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

ます。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図24ページ、平面図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

先ほどと同じ案件なんですけれども、
さんの案件なんです、一通り5番に対しての説明をしていきたいと思

9月17日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認をやはり行ってまいりました。

譲受人、
さんの代理人であります
さんに対応していただきました。
先ほどと同じ申請地は、立地条件、太陽光発電に適しており、事業者の事業拡大が見込めるとともに、CO2削減等の社会的要請にもかなうというものであります。

譲渡人の
さんは、先ほどと同じ
に住んでおり、維持管理ができない、耕作は今していないということでした。

管理体制は、年2回3回の除草作業、随時環境整備に当たり、事業者名、連絡先を明示しておくとのことです。該当する周りはフェンスで囲い、安全を確保するとのことでした。

先ほどと違うところは、先ほどの案件は、北側が
の
になっておりまして、民家はほとんどありませんので、そういった心配はなかったんですが、こちらの案件の土地は、民家が周りにありまして、その太陽光敷設について話してあるかどうかお聞きしたんですが、話はしてあるとのことでした。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われま

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び平面図配置図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この案件については、事前に夢川推進委員と日程を確認していたんですが、18日が夢川推進委員が都合が悪いということで、 の さんに連絡したら、18日がちょうど加須に行っているということで、18日の朝、連絡したんですけれども、18日に加須に来ているよということで、早速連絡取れて、それで午後から現地を立会いすることになったんで、私と の さんと、それと譲渡人の さんと3人で現地を立ち会いし、説明を聞きました。

まず、この農地は、 さんが管理ができないので、近くの人に年に3回ほど草を刈っていただいているということで、現地を見ましたら、きれいに農地は整備されておりました。そんなことで、 さんのほうから説明聞くと、この場所はちょうど太陽光に場所がいいということで、先ほどの4番と5番と同じように、ちょうど適しているということで確認をしました。本人も、 さんもぜひ譲り渡したいと、管理がどうも高齢になったんでできないということで、できればお願いしたいということで、一応そういうことも含めて さんに

お願いしたい。

それで、先ほど太陽光の関係で、周りは一応塀を約30センチ以上内側に塀を立ててという事で、ちょうど裏側が の の入り口になっているので、西のほうから、そこはちょっと狭いもんですから、斜めに今、コーナーを取っていただいているので、お願いしたら、そこは一応コーナーも空けて、塀もするという約束でやっていただきました。こちらの要望も聞いていただいて、特に問題ないというふうに判断しましたので、ご検討をお願いしたいということでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び平面図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、14番、小川でございますので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、去る9月20日、午後の3時30分に、推進委員の石川さんと譲受人代理人の さん、ちょうど事務所が でありますので、午後になりました。それを同席の下、現地調査を行いました。

現地は、位置図で分かるように、種足地区内の 地域内の集落内の畑であります。そ

して、この のちょうど南側に排水路が通っております。簡易排水路ですね。そして、同席した さんのお話によりますと、当申請地の周りの地権者には、今回の計画をそれぞれ話してあるそうです。そして、また、今後この太陽光ができた後は、適切に管理運営するという話をお伺いいたしました。

以上の点から、何ら問題ないというふうに判断しましたので、ご審議のほどよろしく願います。

本件につきまして、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

7番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図27ページ、平面図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(山岸和男君) 4番、山岸です。

この件につきまして、9月16日、新井、荻原両推進委員と現地確認をいたしました。

当日は、草が伸びていましたが、後日確認したところ、きれいに刈ってありました。その後、電話にて、譲受人の代理人の さんに電話をして、聞き取りいたしました。代理人の さんは、 さんの さんで、 の という会社、

ということで、この会社を通じて土地を探していたところ、申請地が見つかった

たということです。

さんにつきまして、さんに聞いたところ、さんは申請地を相続で取得しましたが、に住んでいるため、売りたいと近くの不動産会社に相談したところ、お互いの不動産会社で話がまとまり、今回の申請となりました。

許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ、29ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自動車整備工場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、事業増加により整備工場が足りないため、顧客の要望に沿い、事業の拡大をすることを計画したもので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

9月24日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理のさんから聞き取り調査、現地確認を実施いたしました。

現地は、雑草が繁茂している休耕中の農地で、隣接する農地はありませんでした。

さんによりますと、この譲受人は事業の拡大を目指し用地を探しておりました。譲渡

人はおのおの高齢で、耕作できずに困っていたとのことでした。

また、転用後、農地に接していないことから、周辺農地の営農に支障はないと思われました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

位置図の5条の9の②を見ているんですけども、何か家みたいのが2軒ぐらいあるみたいなんです。上の図面見ても、やはり さんとかと名前が書いてあるんですけども、ここは申請地の中に入っているのでしょうか。現状、家が建っているのかどうなのか、その辺も教えていただきたいと思えます。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

この図のとおりでございます。下側というんですか、これは28ページの図で さんは、ここはもう空き家になっていました。隣の さんですけども、今回、この農地を真ん中の農地をたくさん所有している方でございます。この人は、今、移転先の住居を今、建設中でした。建設場所は、この真ん中の上に と書いてあるその下に、今、実際建設中でした。

ということで、建設されたおうちは、今のような状況でした。

以上です。

○次長（前島勝己君） 事務局から補足させていただきます。

位置図については、計画地を全体で黒い太線で囲んであります。その中から、農地については②のほうを見ていただくと分かりやすいと思いますが、太字で一番大きく表記されております。事業の計画地の中には宅地があったり、左上に駐車場があったりします。事業には、この部分も含まれますが、転用については、この大きい数字で書かれているところが、対象地ということになります。図面が白黒で見づらいのですが、住宅に接している小さい土地などは、既に雑種地になっているような状況でございます。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。

そうしますと、農地転用は農地の部分だけで、宅地の部分については取り壊して、一体営業するという考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） はい、そういうことになります。

○11番（関 弘明君） 了解しました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することはできない。」ということに寺田薫推進委員が該当しますので、議事の間、退席いたします。

（寺田 薫推進委員退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第5号をご参照ください。

令和6年（農地中間管理事業分・9月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計39筆、面積4万896平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件についても、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。」ということに寺田薫推進委員と荻原儀文推進委員が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

（荻原儀文推進委員退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第6号をご参照ください。

令和6年（9月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、退席している寺田推進委員、荻原推進委員の入室をお願いします。

(寺田 薫推進委員、荻原儀文推進委員入室)



◎報告事項

○会長(小川達男君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の11ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」ですが、相続による届出について15件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、17ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について13件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、19ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について84件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長(野崎修司君) 小川会長、議事進行ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

今日は涼しいですけれども、また、暑い日も来ると思いますけれども、そのほか様々な農作業等が待っていると思いますけれども、健康に留意してもらいたいと思います。

それでは、これもちまして、令和6年第9回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時47分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年9月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 山 治 延

署名委員 須 藤 秀 夫